

第 10 章 綠 地 等

第10章 緑地等

10-1 概 要

新施設の存在時における緑地等の状況について検討を行った。

10-2 調 査

現地踏査により、現況の把握を行った。

(1) 調査事項

事業予定地内の緑地の状況

事業予定地周辺の緑地の状況

(2) 調査方法

現地踏査により、緑地の状況を確認した。

(3) 調査結果

事業予定地及びその周辺における既存植栽の状況は、図 2-10-1 に示すとおりである。

事業予定地内の緑地の状況

事業予定地の敷地境界付近や現況施設の周囲には、常緑の中高木や低木、地被類等による緑地がみられる。

事業予定地周辺の緑地の状況

事業予定地の北側、南側及び西側には、歩道沿いに落葉の中高木が、中央分離帯に常緑の低木が街路樹として植栽されているが、それ以外の緑地はほとんどみられない状況である。

事業予定地東側は、歩道沿いに落葉の中高木が植栽されており、さらにその東側にある金城ふ頭中央緑地には、常緑の中高木や低木等が植栽されている。

なお、名古屋市へのヒアリングによると、新施設の歩行者出入口付近の樹木は撤去され、また、金城ふ頭中央緑地は開発される計画である。

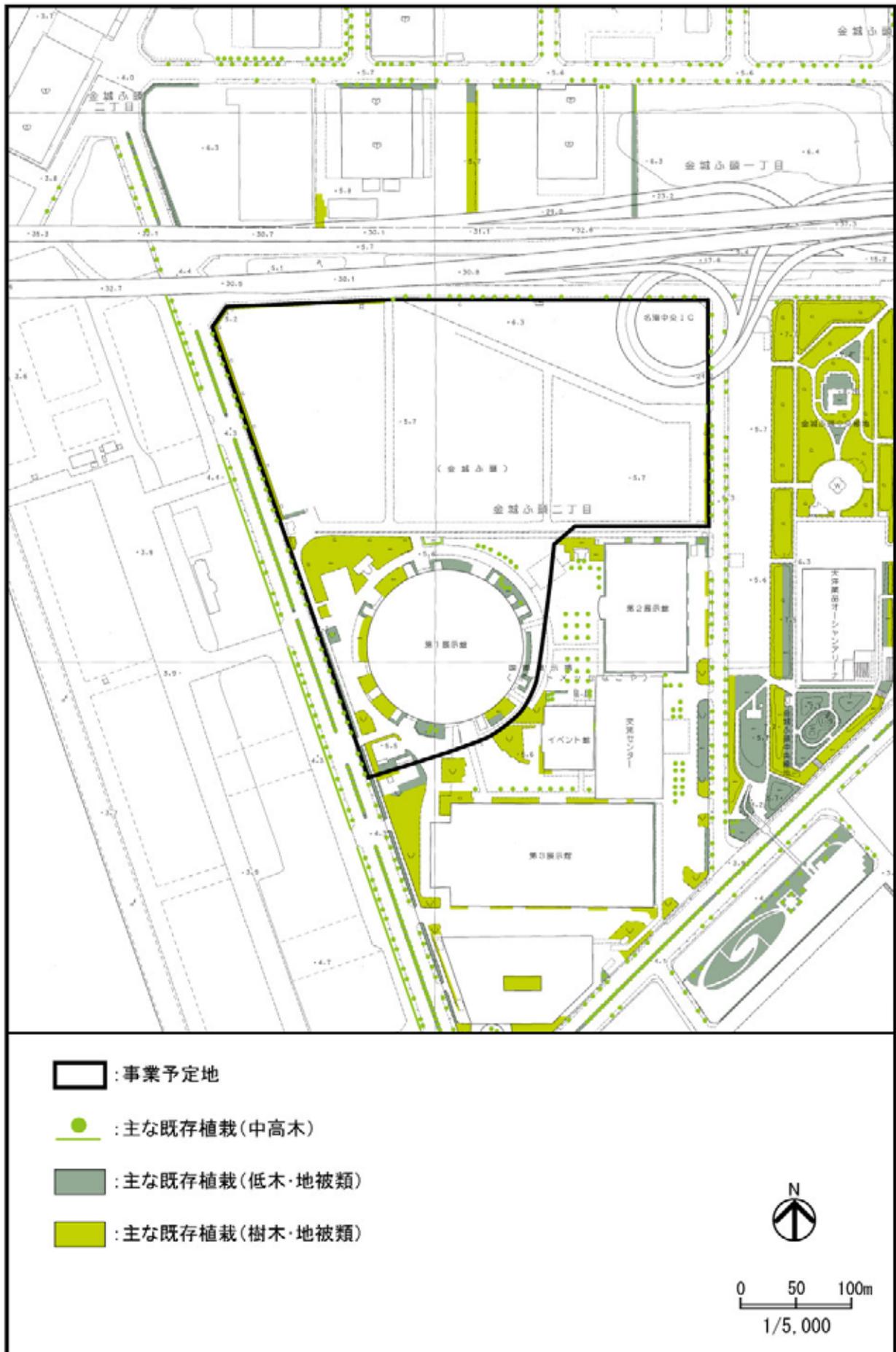


図 2-10-1 事業予定地及びその周辺における既存植栽等の状況

10-3 予 測

(1) 予測事項

事業の実施に伴い新設する緑地等の状況とし、具体的には、以下に示す項目について検討を行った。

- ・新設する緑地等の位置、種類、面積及び緑化率
- ・事業予定地周辺との調和

(2) 予測対象時期

新施設の存在時（全区域供用時）

(3) 予測場所

新設する緑地等の位置、種類、面積及び緑化率

事業予定地内

事業予定地周辺との調和

事業予定地及びその周辺

(4) 予測方法

新設する緑地等の位置、種類、面積及び緑化率

既存植栽等及び新設する緑地等の位置を図示するとともに、構成樹種等について明示した。また、新設する緑地面積を算出するとともに、事業予定地の面積に対する緑地面積の割合を緑化率として算出した。

事業予定地周辺との調和

事業予定地周辺における現存緑地の状況等を踏まえ、事業予定地内の緑化等による緑地の変化の程度や調和の状況について予測した。

(5) 予測結果

新設する緑地等の位置、種類、面積及び緑化率

ア 緑地等の位置

新設する緑地等の位置は図 2-10-2 に示すとおりであり、事業予定地内の空地に、中高木、低木及び地被類を植栽する計画である。



図 2-10-2 緑地等の位置と事業予定地周辺の既存植栽等

イ 緑地等の種類

緑地等の種類は、表 2-10-1 に示すとおりである。

中高木としては、落葉樹のイチョウ、アキニレ、サルスベリ等、常緑樹のアラカシ、ゲッケイジュ、サザンカ等、針葉樹のクロマツ等を植栽する。

低木としては、落葉樹のアジサイ、ハコネウツギ、フヨウ等、常緑樹のクリスマスツツジ、ナワシログミ、ヤツデ等を植栽する。

地被類としては、オオバジャノヒゲ、コトネアスター、ハラン等を植栽する。

なお、樹種の選定に際しては、在来種を積極的に使用する計画である。

表 2-10-1 緑地等の種類一覧（計画）

区 分	形態及び樹種等		
緑 地	中高木	落葉樹	イチョウ、アキニレ、サルスベリ 等
		常緑樹	アラカシ、ゲッケイジュ、サザンカ 等
		針葉樹	クロマツ 等
	低 木	落葉樹	アジサイ、ハコネウツギ、フヨウ 等
		常緑樹	クリスマスツツジ、ナワシログミ、ヤツデ 等
	地被類	オオバジャノヒゲ、コトネアスター、ハラン 等	

ウ 緑地等の面積

緑地等の面積は、表 2-10-2 に示すとおりである。

新設する緑地等の面積は、緑地約 18,600m²、池及びその周りの水場約 6,200m²の合計約 24,800m²を予定している。

表 2-10-2 緑地等の面積一覧

区 分	緑地等	面積 (m ²)
緑 地	緑地	約 18,600
その他	池及びその周りの水場	約 6,200
合 計		約 24,800

エ 緑化率

事業予定地の面積は約 124,000m²、緑地等の面積は約 24,800m²、緑地のみ面積は約 18,600m²であり、緑化率は本事業予定地の緑地等では約 20%、緑地のみでは約 15%となる。

事業予定地周辺との調和

本事業では、敷地外周に沿って常緑または落葉の中高木を植栽し、外周道路の街路樹と一体感のある緑地空間が形成されるものと予測される。

敷地内については、施設の外周に中高木や低木を、空地には地被類をバランスよく配置し、花と緑に彩られた快適な空間を形成することにより、施設利用者に潤いや安らぎ感を与えるものと予測される。

以上のことより、金城ふ頭に緑豊かな新たな空間が創出されるものとする。

10-4 環境の保全のための措置

- ・新設した緑地等については、適切に維持・管理作業を行う。
- ・緑地の維持・管理に関する年間スケジュールを立て、清掃、灌水、病害虫の駆除等を計画的に行う。
- ・「緑のまちづくり条例」に定められた緑化率の最低限度以上の緑化に努める。
- ・樹種の選定に際しては、在来種を積極的に使用する。

10-5 評 価

予測結果によると、事業予定地内に中高木等の植栽を行うことにより、約 24,800m² の緑地等（緑地のみの場合、約 18,600m²）が新設され、緑化率は約 20%（緑地のみの場合、約 15%）となり、緑地のみで工業地域などで求められる緑化率の最低限度 15%を確保する。また、緑地等の整備により、周辺との調和が図られ、利用者に潤いや安らぎ感を与えるものと判断する。

本事業の実施にあたっては、新設した緑地等については、適切に維持・管理作業を行う等の環境の保全のための措置を講ずることにより、良好な緑地環境の維持に努める。